

博物館・美術館相互交流事業実施要項

文化財部長決定
平成24年6月25日

1 目的

諸外国の博物館・美術館及び文化財に関する研究機関の専門家等を我が国に招へいし、調査、研究、研修及び情報交換の機会を提供するとともに、我が国の博物館・美術館及び文化財に関する研究機関の専門家等を海外に派遣し、調査、研究、研修及び情報交換の機会を提供することによって、我が国と諸外国の博物館等のより一層の連携・協力を促進し、博物館等の活動に係る相互理解・活動水準の向上や文化財の取扱いに係る技術の向上等に資する。

2 被招へい対象者・被派遣対象者

- (1) 被招へい対象者は、諸外国の博物館・美術館及び文化財に関する研究機関等の学芸員、研究者、修理技術者や保存管理者、教育担当専門職員、博物館行政担当者等で現在その職務に携わっている者、その他文化財の展示取扱、修復技術又は保存管理の実務に関与しており、本事業の趣旨から判断して適當と認められる者。
- (2) 被派遣対象者は、我が国の博物館・美術館及び文化財に関する研究機関等の学芸員、研究者、修理技術者や保存管理者、教育担当専門職員、博物館行政担当等で現在その職務に携わっている者、その他文化財の展示取扱、修復技術又は保存管理の実務に關与しており、本事業の趣旨から判断して適當と認められる者。

3 滞在中又は派遣中の活動

- ア 博物館等における管理運営、資料の収集・保管・展示、調査研究又は教育普及活動等に関する調査、研究、研修及び情報交換
- イ 文化財の展示取扱、修復技術又は保存管理に関する調査、研究、研修及び情報交換
- ウ その他我が国の博物館等と諸外国の博物館等との連携・協力に資する活動への参加。

4 文化庁負担経費

- (1) 最寄りの国際空港と国内の最寄りの国際空港間の通常の経路による往復航空賃
- (2) 滞在に要する経費
- (3) 被招へい者又は被派遣者の滞在中の国内移動旅費
- (4) その他、文化庁が必要と認める経費

5 負担経費の算出及び支払方法について

上記経費のうち、負担する額及び支払方法は別に定める。